

## ～医師の研鑽は労働時間？新通達より～

令和元年7月1日付けで、「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」の通達（基発0710第9号）が発出されました。今回はその概要を質問形式でご説明します。（詳細は通達でご確認ください。）

### Q 研鑽とは何ですか？

A 医療機関等に勤務する医師（以下「医師」という。）が、診療等その本来業務の傍ら、医師の自らの知識の習得や技能の向上を図るために行う学習、研究等のことです。



### Q 所定労働時間外の研鑽は労働時間に該当しないのですか？

A 在院して行う医師の研鑽は、

- ① 業務上必須ではない行為であること
- ② 自由な意思に基づくこと
- ③ 所定労働時間外であること
- ④ 自ら申し出ていること
- ⑤ 上司の明示・黙示による指示がないこと

全て該当すれば、一般的に**労働時間ではありません。**  
(ただし、診療の準備又は診療にともなう後処理として不可欠なものは労働時間となります。)

### Q 医療機関は何をしないといけないのでしょうか？

A 研鑽が労働時間に該当するかどうかを**明確にする**手続きと環境整備が必要です。

研鑽に対する考え方、所定労働時間外に在院して労働に該当しない研鑽を行う場合の手続き、取扱いを明確化し、職員に書面等で示し周知しましょう。

- ・手続き 例) 上司に「在院して研鑽したい」旨の書面での届出。(上司が労働時間かどうかを判断)
- ・環境整備 例) 労働時間に該当しない研鑽時間中は白衣を着用させない等、勤務中と誤認させない配慮が望ましい。



### Q 通達には出ていないのですが、労災との関係はどうなるのでしょうか？

A 労働時間ではない研鑽中の職場での事故は、原則、労災保険（業務災害）の適用になりません。（最終判断は、労働基準監督署の調査後となります。）

労働時間ではない研鑽後の帰宅中の事故は、研鑽時間が長時間である場合は就業と帰宅との関連性を失わせるとみなされ、労災保険（通勤災害）が認められない可能性が高くなります。

※過去に勤務終了後1時間30分会社に組合活動で留まった後、帰宅中にあった事故は労災保険（通勤災害）と認められた事例があります。それ以上の長時間の場合は認められない可能性（判断は労働基準監督署）があります。

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail [kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境のことならお任せ

